

経営に関する最新情報をお届けします！

経営トピックス

Management topics



借入時の個人保証の見直し
「経営者保証ガイドライン」の活用

町田市経営診断協会 幡野 康夫 (中小企業診断士)

会社が借入する時に、経営者が個人保証をしています。事業を引き継ぐ、廃止する、などの際にとっても荷が重く、最悪の場合、ほぼすべての個人資産を失うことにもなり、大きな問題になります。これを、一定の条件は必要ですが、救済する制度が動き出しました。

会社が倒産した場合、経営者は？

例えば業績不振等で会社が破産した場合、経営者個人と会社は別人格ですから、経営者まで一緒に破産しなければならぬ訳ではありません。しかし、経営者が連帯保証人になっている場合には、借入金と同額の支払いを求められるため、経営者も個人として自己破産を申し立て、債務整理を行わざるを得ないケースがあります。

いざという時、残せる個人資産は？

経営者が自己破産した場合、経営者個人の財産は裁判所の手続きにより現金化され、債権者への返済に充てられます。その際、経営者個人の生活に必要なとなる最低限の財産(99万円以下の現金、日常の家財道具など)は手元に残すことが出来ます。しかし経営状態が厳しくなった際、経営者は自分のほぼ全ての財産を失うことを恐れて、本来、早期に事業再生や事業の清算に着手した方がよい場合でも、躊躇してしまふケースが多いと言われています。

今回ご紹介する『経営者保証ガイドライン』には、保証債務が実行される際、保証人である経営者が、一定の生活費(従来の99万円以下の現金に加え、年齢等に応じて100万円から360万円)を手元に残すことや、華美でない自宅に住み続けることを申し出た場合、債権者は、借入金返済不能になった経緯や経営者の責任等を踏まえたうえで、柔軟に検討すべきことが記載されています。

経営者保証なしで融資を受けるには

また、会社が借入する際、経営者保証が不要となる融資の条件も明らかにしています。

具体的には金融機関は、融資先が将来にわたって以下のような条件を満たすことと認められる場合、経営者保証のない融資の可能性を検討することとしています。

① 法人と経営者の関係の明確な区分

法人と経営者間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図ること。

(想定されるチェック項目の例)

- 事業活動に必要な資産は法人所有になっているか
- 法人から経営者に必要性の無い貸付が行われていないか
- 個人として使った経費(飲食代等)を法人の経費として処理していないか。

② 財務基盤の強化

財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化すること。

(想定されるチェック項目の例)

- 業績が堅調で内部留保は十分あるか
- 内部留保は少なくとも、好業績が続いており、今後十分返済できるだけの利益が確保できているか。

③ 経営の透明性確保

自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示の要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通しなどの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保すること。

(想定されるチェック項目の例)

- 月次試算表や資金繰り表に基づいて、最新の財務状況を把握しているか。
- 売上高や利益など、経営の具体的な数値目標や計画を設定しているか。

ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、日本商工会議

所と全国銀行協会が事務局となって取りまとめ、平成26年2月から運用が開始されており、融資慣行として定着するように金融庁や中小企業庁も後押ししています。

そして最近の報告では、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、民間金融機関では約19%、政府系金融機関では約36%まで上昇しているという報告もあり、着実に浸透しつつあります。

自社の経営を見直すきっかけや金融機関との対話に活かす

「法人と経営者の明確な区分」については、自宅兼店舗や自家用車が営業車を兼ねている場合でも、適切な賃料を払うことで、実質的に法人と個人が分離していると考えるなどの取り扱いはあります。また、「財務基盤の強化」や「経営の透明性確保」への取り組みは、それ自体が経営改善に繋がる活動です。ガイドライン適用の検討は自社の経営を見直す1つのきっかけにもなるでしょう。

ガイドラインへの取り組みは金融機関によって温度差があることが報告されていますので、新規の借入や借換えの際には、複数の金融機関と積極的にコミュニケーションを取ることをおすすめします。経営者保証なしの融資を受けるために必要な改善項目などを相談し、金融機関の対応を見極めつつ、将来のリスク軽減に備えられたらいかがでしょうか。